

議案第 6 5 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 4 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改め、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を削る。

第 6 0 条第 4 号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を削り、同条第 5 号中「の学部で」を「において」に改め、同条第 9 号中「規定する」の次に「幼稚園、」を加える。

第 8 8 条第 3 項中「の学部で、心理学を」を「（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「に

において、心理学に」に改める。

第96条第4号中「学校教育法に規定する大学の学部で」を「学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に改め、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を削り、「同法に規定する大学の学部で」を「同法に規定する大学において」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件に、幼稚園の教諭の免許状を有する者を加えること等のため、この条例を制定するものである。